

一般廃棄物処分業提出書類チェックリスト(更新用)

許可番号 番 許可区分 類 申請者名

順番	書類名	様式	記入等注意事項	省略	省略の条件(※1)	自社の状況(※2)
1	提出書類チェックリスト	あり(この用紙)	表の一番右の列、「自社の状況」の欄は、各書類名ごと、該当するものに○印をつけること。	不可	各書類について、該当する欄に○印	
2	一般廃棄物処分業許可申請書	あり(様式第1号の2の2)		不可		
3	省略申立書	あり		不可 可	このリスト中で省略が「可」になっているもののうち、省略しようとするものがある。 このリスト中にある書類を全て省略せず提出する。	
4	一般廃棄物処理業変更届	あり(様式第22号)		不可 可	前回の許可申請以降、変更届の提出が必要な事項に変更があったにもかかわらず、変更届未提出。 前回の許可申請以降、変更届の提出が必要な事項に変更があったが、変更届提出済み。 前回の許可申請以降、変更がない。	
5	事務所等の付近図及び配置図	あり(様式第2号(1)) あり(様式第2号(2))		不可 可	前回許可申請時以降に変更があったにもかかわらず、変更届を未提出。 前回許可申請時以降に変更があったが、変更届を提出済み。 前回の許可申請以降、変更がない。	
6	施設設置場所の見取図及び配置図	あり(様式第3号の2(1)) あり(様式第3号の2(2))		不可 可	前回許可申請時以降に変更があったにもかかわらず、変更届を未提出。 前回許可申請時以降に変更があったが、変更届を提出済み。 前回の許可申請以降、変更がない。	
7	定款 ※法人	—	・申請時点で有効なもの。	不可 可	前回許可申請時から変更がある。 前回の許可申請時から変更がない。	
8	住民票 ※個人・法人(本籍地記載のもの)	—	・申請時から3か月以内に発行されたものであること	不可 可	前回許可申請以降の役員変更時に、新役員について未提出の法人 個人 前回許可申請以降の役員変更時に、新役員について提出済みの法人 前回許可申請以降、新役員なしの法人	
9	登記簿謄本 ※法人(履歴事項全部証明書)	—	・申請時から3か月以内に発行されたものであること	不可		
10	登記されていないことの証明書(本籍地記載のもの)	—	・申請時から3か月以内に発行されたものであること。 【発行場所】法務局	不可 可	前回許可申請以降の役員変更時に、新役員について未提出の法人 前回許可申請以降の役員変更時に、新役員について提出済みの法人 前回許可申請以降、新役員なしの法人 個人	
11	申告書	あり(様式第4号の1(1)) あり(様式第4号の1(2))		不可 可	法人 個人	
12	誓約書兼同意書	①あり(様式第4号の2(1)) ②あり(様式第4号の2(2)) ※法人のみ		不可 可	法人 個人	
13	従業員名簿	あり(様式第5号)		不可		
14	排出事業所等一覧	あり(様式第7号の2(1))		不可 可	前回許可申請時から変更がある。 前回の許可申請時から変更がない。	
15	事業計画書	あり(様式第7号の2(2))		不可		
16	処理依頼書証明書又は一般廃棄物処理契約書の写し	あり(様式第8号の2)	・一般廃棄物処理契約書の写しについては、申請時点で有効なもの。ただし契約期間の規定が自動更新となっており有効性が判断できないものは不可。	不可 可	毎月処理実績がない、または「一般廃棄物処理状況報告書」を提出していない月がある業者 毎月処理実績があり、且つ「一般廃棄物処理状況報告書」を毎月提出している業者	
17	施設の写真台紙	あり(様式第9号)		不可		
18	取得許可調書及び許可証の写し	あり(様式第10号の2(1)) あり(様式第10号の2(2))		不可 可	前回許可申請時以降の新規取得あり。 前回許可申請時以降の新規取得なし。	
19	保管施設の概要書	あり(様式第17号)		不可		
20	事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書			不可 可	前回許可申請時から変更がある。 前回許可申請時から変更がない。	
21	事業の用に供する施設の使用承諾書	あり(様式第18号)		不可 可	前回許可申請時以降、他人名義の土地又は施設に変更があり、変更届未提出。 前回許可申請時以降、他人名義の土地又は施設に変更があるが、変更届提出済み。 前回許可申請時以降、他人名義の土地又は施設に変更なし。 土地又は施設はすべて自己所有。	
22	直前2年分の納税証明書	—	・個人：申告所得税(その1・納税証明用) 【発行場所】税務署 ・法人：市民税(法人) 【発行場所】区役所	不可		
23	直近2期分の貸借対照表及び損益計算書 ※法人	—	・2期連続単年度赤字決算(当期利益がマイナス)の場合または直前の決算で債務超過(資本合計がマイナス)の場合は、事業改善計画書の提出が必要。(様式自由)事業改善計画書は市長宛。赤字または債務超過の理由とそれらを解消していくための具体的方策を記載し、今後2年間の売上高、経費、利益等の見込みについての決算期毎の表を添付。審査の結果、その他の追加資料の提出指示や、不許可の場合もあり。	不可	法人	